

達実績のある製品ですから、日本で運用経験のある物品が対象となります。例えば国産の戦車などの自衛隊向け陸上車両の掲載は適切であるか検討をする必要があると考えます。また、式典用に関連する被服などの装備品のような用途の限られるものについても、公開によって得られるメリットは少ないことが考えられるため掲載には不向きでしょう。少なくとも NATO マスターデータに記載されずとも、後方支援系システムにて管理されているのであれば国内調達には支障はないためです。

筆者は、日本のみで使用され続ける物品であるか、他国で調達される可能性があるのか、あるいはそもそも輸出することができる物品であるのかを分析した上での判断が望ましいと考えます。

② CCC と NCAGE

・ CCC とは

上述したように、日本が「Tier 2」となったことで物品類別のための自社製品に関する情報提供を他国へする必要がなくなりました。納入先または NCB

へ必要情報を提供すれば良くなったわけですが、この情報を提供する行為については、契約時に取り交わす仕様書等の資料に規定されているかを確認すべきだと考えます。NATO 諸国では契約時の引用資料の一部として、情報受渡しに関する契約を定義する標準化協定 (STANAG) を呼び出しており、類別契約条項 (Contract Clause for Codification、以下 CCC) として定義されています。CCC では、情報提供は類別作業のためだけに行うことが明記されており、その目的は情報提供者である民間企業の情報保全を強く守るためであり、NCS 規定においてもその必要性が説かれています。

また企業はこの CCC を締結した上で、情報提供を行う際に記載事項の一部情報の非開示を要請することもできます。それは類別作業目的の情報提供とはいえ、不要な情報や、機密性の高い情報を含む一次資料を提供する可能性があることを想定しており、そのような場合には非開示とすべきとして事前に指摘した上で提供することが推奨されています。

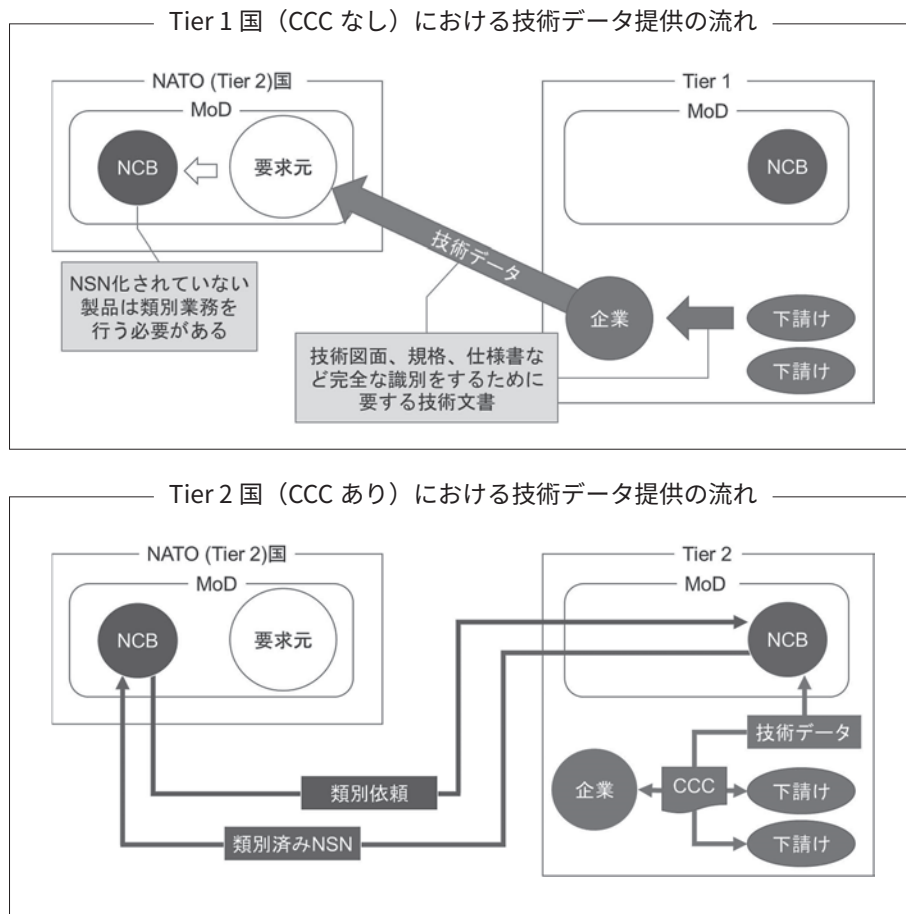


図 - Tier 1 および Tier 2 による技術データの他国への提供経路